

岩手県補助金交付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年 3月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第31号

岩手県補助金交付規則の一部を改正する規則

岩手県補助金交付規則（昭和32年岩手県規則第71号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(決定の取消)</p> <p>第15条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合には、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>2・3 [略]</p>	<p>(決定の取消)</p> <p>第15条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合には、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p><u>(5) 岩手県暴力団排除条例（平成23年岩手県条例第35号）</u> <u>第2条第2号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者であることが判明したとき。</u></p> <p>2・3 [略]</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の岩手県補助金交付規則第15条第1項の規定は、この規則の施行の日以後に交付決定を受けた補助金から適用し、同日前に交付決定を受けた補助金については、なお従前の例による。